

仕様書(案)

1. 総則

- (1) 本仕様書は、「神戸総合運動公園における「まちなか休憩スポット」設計・制作・設置業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務は、「神戸市契約規則」、「神戸市委託契約約款」、本仕様書に基づくほか、関係法令を遵守し、その他これらに定めのない事項については、本市と協議して決定する。
- (3) 業務受託者は、業務の遂行により知り得た情報の一切を他人に漏らしてはならない。また、本市からの貸与資料等については、業務完了の時点をもって返却、破棄すること。
- (4) 本公募において採用されたデザインに係る知的所有権は、すべて神戸市に帰属するものとする。ただし既製品にかかる知的所有権を除く。

2. 契約の方法・種類

契約は、総価契約による「委託契約」とする。

履行方法は一括履行、支払いは一括払いとする。

契約保証金は免除とする。

3. 業務内容

企画書で提案した休憩スポットの整備デザインについて、設計・制作及び設置工事監理を行うものとする。

(1) 打合せ

打合せ協議は業務着手時（現地確認含む）、詳細設計完了時、現場設置工事着手前の3回を最小回数とし、それぞれ本市職員が立会うものとする。なお、業務遂行上、協議が必要と判断された場合は、随時打合せの場を設けるものとする。

(2) 設計・制作及び設置工事監理

提案の上選定された休憩スポットのデザインについて、以下の事項を踏まえた上で、設計・制作及び設置工事監理を行うものとする。

- ・本事業における構造物の設置位置は、位置図のとおりとする。
- ・同時に6人以上が使用できること。
- ・憩い、休憩、滞在ができるような設えとすること。
- ・指定区域内で、効果的な設置場所を選定し、提案すること。
- ・ただし、世界パラ陸上開催期間中は、隣接区域に仮設トイレの設置が予定されている。
（仮設トイレの背面については、景観を損ねないよう囲いを設置予定）
- ・広場空間全体の景観を向上させるため、メイン施設の設置とあわせて、既設の樹木及びその周囲のベンチを一体的にリニューアルすることも可能とする。
- ・老朽化したベンチの撤去も可能とするが、対象エリアの利用人数が今より減少しないように配慮すること。
- ・指定範囲内にあるモニュメントには物理的影響のない計画とし、景観上の配慮をすること。
- ・容易に移動できない、あるいは固定式の構造とし、基礎を設置する場合は地下埋設物に留意すること。

- ・公園利用者の通行の妨げにならない配置とすること。
- ・屋根を設けるなど建築物となる構造は不可とするが、緑陰等による日除けの提案は妨げない。

(3)留意事項

- ・設計内容については、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書、神戸市土木工事共通仕様書を参照し、本市と協議の上、承諾を得ること。
- ・設置に関しての諸手続きは、事業者の責任と負担において実施すること。
- ・設置にあたっては、神戸市土木工事共通仕様書を参考に、適正な自主管理に努めるとともに、近隣の店舗や広場管理者と十分に協議・調整を行い、必要な申請等手続きをするなど円滑に業務が進むようにすること。
- ・他で採用されているまたは他の公募等に提案中などのデザイン、あるいはそれに類似したデザインを用いた応募は不可とする。なお、応募後に判明した場合には、失格、資格の取り消しまたは、契約解除とし、施設設置後に判明した場合には、損害賠償の対象とする。

4. 業務期間

契約の翌日から 2024 年 3 月 29 日

5. 納品場所

神戸総合運動公園 位置図参照

(所在地：神戸市須磨区緑台 所有者：神戸市建設局)

6. 提出書類・時期

- (1) 実施計画書：契約後速やかに
(業務計画書作成要領・施工計画書作成要領を参照して作成すること)
- (2) 作業従事者名簿：契約後速やかに（総括責任者・設計者・設置者を明記すること）
- (3) 契約金額の業務ごとの内訳書：契約後速やかに
- (4) 下請負承認申請書（下請負する場合に限る）：下請負契約前に
- (5) 打合せ簿：打合せ後速やかに
- (6) 成果品：事業終了後契約期間終了までに

7. 成果品

完成図書を作成し、提出すること。体裁等については、担当課の指示によるものとする。

【納品形式】電子データ（CD-R） 1部

【内容】・設置記録写真（設置前後）

- ・完成図（配置・平面・立面・断面・仕上材料表・電気・機械設備・什器・備品等）
- ・材料の品質を証する出荷証明書等
- ・保険証書
- ・完成写真（3方向）
- ・各種申請等書類一式
- ・その他必要書類一式

8. 担保期間、契約・成果品の保証

- ・契約不適合責任の担保期間は検査合格後 1 年間とする。

・成果品の保証として、成果品の欠陥や瑕疵に起因して他人の身体や財産に損害を与え、法律上の損害賠償保険を負担する場合に対応した保険に加入するものとし、その期間は10年間とすること。

9. 検査

設計成果は設計完了後直ちに本市に提出し、承諾を得ること。

設置完了後委託期間内に本市職員の立会検査を行う。なお、不備の指摘、指示を受けた場合は延滞なく手直しを行い、再検査を受けること。

10. 安全指針等の遵守

施工に際しては、「建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官 通達、令和3年3月）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官 房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）」を参考にして、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて拘束するものではない。

11. 周辺への支障防止

設置箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。

12. 第三者の立入り禁止措置

設置工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設置し、必要に応じて誘導員を配置するなど安全に配慮すること。

13. 不明の地下埋設物等の処置

施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、本市に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

14. 環境保全

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参 事官通達）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気 汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階に おいて十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

15. 苦情対応

環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ本市に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時本市に報告しなければならない。

16. 注意義務

工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負人が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を本市に提出しなければならない。

17. 休日または夜間の作業

止むを得ず、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由と作業内容を本市に連絡しなければならない。

18. 事故発生時の処置

事故発生時は、速やかに事後対応をとるとともに本市に報告すること。

19. その他事項

- ・業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- ・業務全体を統括する総括責任者を選任し、本市と密に連携が取れる体制とすること。
- ・総括責任者及び管理者は業務期間内に業務が完了するよう、必要な調整を行うこと。
- ・本書に定めのない事項については、設計については、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書を、設置については、神戸市土木工事共通仕様書を参考とし、不明な点については本市と協議のうえ決定すること。
- ・本仕様書(案)に疑義が生じた場合は、本市職員と十分に協議すること。
- ・本仕様書(案)に修正・変更・追加等があった場合は、応募申込者全員に電子メールにて送付する。

20. 担当課

神戸市建設局公園部整備課（神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5 階）

【位置図】

